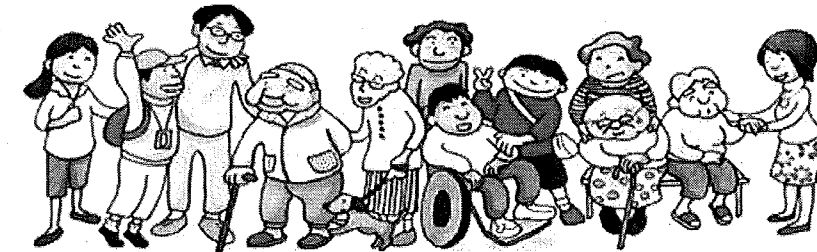


平成30年度久留米市 市民後見人養成講座 受講生募集

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分となった人のために、本人に代わって法律で定められた代理人が財産の管理や法的な手続き等の身上監護を行う成年後見制度があります。その担い手として、今後期待される「市民後見人」の候補者を養成するための講座を実施します。



【日程・カリキュラム】

| | 開催日 | 時間 | 内容 |
|----|------------------------|-------------|---|
| 1 | 平成30年12月15日(土) | 10:00~16:00 | (1)成年後見制度の概論 (2)市民後見概論 (3)成年後見制度各論Ⅰ(法定後見制度) (4)成年後見制度各論Ⅱ(任意後見制度) (5)高齢者・認知症の理解 (6)障害者の理解 (7)消費者被害 (8)成年後見制度と市町村責任 (9)地域福祉・権利擁護の理念 (10)高齢者施策・高齢者虐待防止法 (11)障害者施策・障害者虐待防止法 (12)介護保険制度 (13)生活保護制度 (14)税務申告制度 (15)健康保険制度・年金制度 (16)地域福祉の取組み (17)家族法・財産法 (18)家庭裁判所の実際 (19)申立て手続き書類の作成 (20)財産目録の作成 (21)後見計画・収支予定の作成 (22)報告書の作成 (23)報酬付与申立の実務 (24)後見事務終了時の手続き・死後事務 (25)後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制 (26)後見活動の実践報告 (27)対人援助の基礎 (28)事例報告 (29)事例検討 |
| 2 | 12月22日(土) | 10:00~17:10 | |
| 3 | 平成31年1月12日(土) | 10:00~17:00 | |
| 4 | 1月19日(土) | 10:00~15:20 | |
| 5 | 1月26日(土) | 10:00~17:20 | |
| 6 | 2月9日(土) | 10:00~16:40 | |
| 7 | 2月16日(土) | 10:00~16:10 | |
| 8 | 2月23日(土) | 10:00~15:40 | |
| 9 | 3月9日(土) | 10:00~14:30 | |
| 実習 | 2月12日(火)、2月26日(火)のいずれか | 10:00~16:00 | (30)施設実習 |
| | その他 | | (31)レポート(市民後見人像、施設実習報告) |

○申込要件等については、裏面の開催要項をご覧ください。

久留米市 長寿支援課 TEL 0942-30-9038

市民後見人養成講座 修了後について

- 市民後見人候補者名簿への登録
本講座のすべてのカリキュラムを修了された方については、修了後1ヶ月以内を目安として、久留米市の「市民後見人候補者名簿」への登録申請を行っていただきます。
- フォローアップ研修の実施
久留米市の市民後見人候補者として登録された方を対象に、座学と実務研修で構成するフォローアップ研修の実施を予定しています。
- 成年後見人等の選任については、家庭裁判所ごとに判断が委ねられていますので、本講座を修了後、直ちに後見人としての活動に結びつくものではないことをご承知ください。
- 国内では、すでに市民後見人が「成年後見人等」に家庭裁判所から選任をされ、個人で後見活動を行っている事例がありますが、平成30年10月末現在において、福岡家庭裁判所では、市民後見人を「成年後見人等」に選任した事例がありません。
- 久留米市では、本講座を終了後、久留米市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や法人後見事業、NPO 法人の法人後見事業の“支援員としての活動”を紹介しております。

後見人等の需要の拡大

『認知症になっても、障害があっても、みんなで支えあい、成年後見制度を利用して、安心した生活を送ることができる』このような地域社会をめざすとき、その担い手として市民による市民のための「市民後見人」が必要です。

「市民後見人」とは、後見人等として必要な知識・技術、社会規範、倫理性を備え、後見等の業務を適正に担う市民のことをいいます。

本人に寄り添い、ていねいな「見守り」が求められる高齢者や障害者を支援するために欠かせない役割なのです。

久留米市では、その人材を養成するために、講座を開催いたします。

成年後見制度の新たな担い手

認知症高齢者の増加、家族や親族の高齢化や核家族化など社会構造の変化に伴い、成年後見制度の申立件数は全国で、平成12年の約9千件から、平成29年には約3万6千件と、4倍に増えています。

また、身寄りのないあるいは家族や親族の支援が望めない高齢者等が成年後見制度を利用するときに、親族にかわり弁護士などの専門家が後見人に選任される第三者後見があり、全体の73.8%と大きな割合を占めています。

しかし専門家の数には限りがあり、このまま成年後見制度の利用が増えると、支援を必要とする人たちが、制度の利用をできなくなってしまう可能性があります。そのために、新たな担い手が必要な状況となっています。

平成30年度 久留米市 市民後見人養成講座開催要綱

◇目的: 成年後見人等として必要な権利擁護や成年後見制度について学び、後見等の業務を適正に行う市民後見人の候補者を養成します。

◇主催: 久留米市(講座の運営は、久留米市社会福祉協議会に委託)

◇期間: 平成30年12月15日(土)～3月9日(土) 10回

◇講座のカリキュラム(全31講座)・・・表紙の一覧のとおり
*講師の都合により、カリキュラムを一部変更することがあります。

◇会場: 久留米市総合福祉センター2階大会議室(久留米市長門石1丁目1番34号)

◇定員: 30人(応募者多数の場合は抽選となります。)

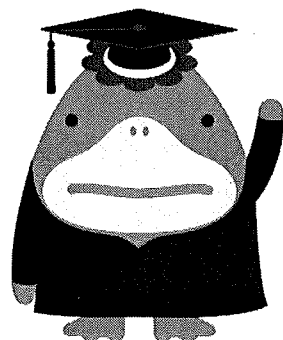
◇受講料: 無料(施設実習時の昼食代の自己負担有)

◇申込要件: 以下の全ての要件を満たしている人

- (1) 年齢 20 歳以上(平成 30 年 4 月 1 日現在)
- (2) 久留米市内に在住、あるいは勤務している人
- (3) 成年後見制度及び高齢者や障害者に対する福祉活動に理解と熱意があること
- (4) すべてのカリキュラムを受講できること
- (5) 将来、市民後見人として活動できること
- (6) 次の、民法第 847 条の後見人の欠格事由に該当しないこと
 - ①未成年 ②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人 など

*この講座により、何らかの資格が得られるものではありません。

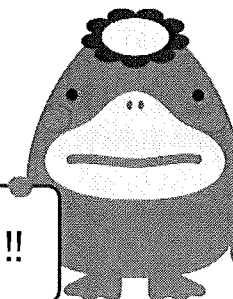
◇申込方法: 受講申込書に必要事項を記入のうえ、12月7日(金)までに持参またはFAX、郵送してください。(必着)



成年後見制度の「法定後見」

- 法定後見は、すでに判断能力が不十分となった人のための制度です。判断能力の程度に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3種類に分かれます。
- 法定後見を利用するには、本人や家族等が、本人が住んでいるところを管轄する家庭裁判所に行き、成年後見制度の利用申し込み(後見開始の審判の「申立て」と呼びます)を行います。この申立てを受け、家庭裁判所が、3つの種類に合わせて、成年後見人等(後見は「成年後見人」、保佐は「保佐人」、補助は「補助人」)を選任します。市民後見人はこの役割を担うことになります。
- 成年後見人等には、本人にとって必要な支出をしたり、預貯金や不動産の管理を行う「財産管理」と、生活環境の整備や必要な契約手続き等を行う「身上監護」の二つの役割があります。ただし、身上監護には、直接的な身体介護は必ずしも業務に含まれません。
- 成年後見人等にはその職務を果たせるように、「財産管理権」、「代理権」、「同意権」、「取消権」といった権限が与えられています。

受講生募集中!!



【切りとり】

平成30年度久留米市市民後見人養成講座 受講申込書

| | | | |
|---|--------------|-----|-----|
| ふりがな 氏名 | 男・女 | 申込日 | 月 日 |
| 生年月日 | 昭和・平成 年 月 日生 | 年齢 | 満 歳 |
| 住所 | 〒 | | |
| 自宅電話 | 携帯電話 | | |
| 市外在住者のみ 勤務先名 | 勤務先 電話番号 | | |
| 【受講の動機】 | | | |
| 申込先: 久留米市成年後見センター 住所: 〒830-0027 久留米市長門石1丁目1番地34号 FAX:0942-34-3090 電話 0942-30-2732 問合せ先: 担当者 古谷、藤岡 | | | |

【平成30年12月7日(金)締切(必着)】